

### 第3回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成23年4月20日提出

#### 1. 件数 10件

【内訳】 議案 10件（条例関係 1件、予算関係 1件、人事関係 1件  
専決処分の報告及び承認 7件）

#### 2. 議案の要旨

##### 《条例関係》

議案第40号	平成22年2月10日から平成26年1月28日までの間における市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例
--------	---

##### 【趣旨】

副市長の給料に係る減額の規定を廃止するため、必要な改正を行うもの。

##### 【主な内容】

- 1 副市長の給料減額に係る規定を削除  
条例から副市長の給料月額を50%減額する規定を削除する。
- 2 施行日 公布の日

##### 《予算関係》

議案第41号	平成23年度南相馬市一般会計補正予算について
--------	------------------------

##### 《人事関係》

議案第42号	副市長の選任につき同意を求めることについて
--------	-----------------------

##### 【趣旨】

副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるもの。

氏名	生年月日	備考
村田 <small>たかし</small> 崇	S49.6.18	

##### 《専決処分の報告及び承認》

議案第43号	専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
--------	--------------------------

##### 【趣旨】

行政財産使用料の改定に係る条例改正が、平成22年度に本市を除く県内各市で

可決され、平成23年4月1日から施行となっており、行政財産使用料について他市との均衡を図る必要があることから、南相馬市行政財産使用料の一部を改正する条例制定を、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

1 概要

平成23年3月定例会で廃案となった議案

2 施行日 平成23年4月1日

**議案第44号 専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）**

**【趣旨】**

出産育児一時金の支給額に係る本則の規定を、平成23年4月1日から「39万円」に改めるため、南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定を、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

1 概要

平成23年3月定例会で廃案となった議案

2 施行日 平成23年4月1日

**議案第45号 専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）**

**【趣旨】**

道路占用料の改定に係る条例改正が、平成22年度に本市を除く県内各市で可決され、平成23年4月1日からの施行となっており、道路占用料について他市との均衡を図る必要があることから、南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定を、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

1 概要

平成23年3月定例会で廃案となった議案

2 施行日 平成23年4月1日

**議案第46号 専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）**

**【趣旨】**

平成22年度南相馬市一般会計補正予算について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による災害に対応するため、緊急に必要な避難者支援経費等を計上し、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

## 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）

### 【趣旨】

平成22年度南相馬市農業集落排水事業特別補正予算について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う応急災害復旧経費を計上し、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

## 議案第48号 専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）

### 【趣旨】

市道路線の認定、変更及び廃止について、その殆どが常磐自動車建設に伴うものであり、平成23年度早期に側道移管等、常磐自動車道関連事務等を行う必要があることから、平成23年3月25日付で専決処分したものの。

### 1 概要

平成23年3月定例会で廃案となった議案

## 議案第49号 専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）

### 【趣旨】

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に係る措置の適用期限が平成23年3月31日から平成25年3月31日まで2年間延長されたことに伴い、南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定を、平成23年3月31日付で専決処分したものの。

### 【主な内容】

#### 1 概要

地方税の不均一課税に伴う措置の適用期限を平成23年3月31日から平成25年3月31日に2年間延長

#### 2 施行日 平成23年4月1日

### ※参考

製造業などの用に供する償却資産、家屋、土地について1年間に2,700万円を超える設備投資をした場合、3年間固定資産税の税率が次のようになる。

第1年度 100分の0.14

第2年度 100分の0.35

第3年度 100分の0.7

平成23年度市税特別措置条例固定資産税不均一課税による軽減税額の内訳

(単位：円)

企業数	不均一課税による軽減税額			
	土地	家屋	償却資産	合計税額
18	31,000	232,000	36,445,000	36,708,000